

第104回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成28年12月16日（金）9:30～10:48

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第96号の答申「就業構造基本調査の変更について」
- (2) 諮問第99号「医療施設調査の変更について」
- (3) 諮問第100号「患者調査の変更について」
- (4) 統計委員会専門委員の発令等について
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第104回統計委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確

認させていただきます。

本日は、答申が1件、諮問が2件、部会報告が3件あります。議事の(1)で「就業構造基本調査の変更について」の答申を取りまとめていただく予定です。資料は資料1です。次に議事の(2)で「医療施設調査の変更について」の諮問、議事の(3)で「患者調査の変更について」の諮問がなされる予定です。資料はそれぞれ、資料2、資料3となります。次の議事の(4)は、統計委員会専門委員の発令等についてですが、資料4、資料5に沿って本日の諮問を審議するために必要な専門委員の発令の説明、部会に所属する専門委員の指名を行います。その後、議事の(5)で、現在部会において御審議いただいている「家計調査の変更」、「経済産業省生産動態統計調査の変更」、「毎月勤労統計調査の変更」について報告があります。資料はそれぞれ、資料6、資料7、資料8になります。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、最初の議事です。人口・社会統計部会において審議されています諮問第96号「就業構造基本調査の変更」の答申案につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしく願いいたします。では、就業構造基本調査の答申案について報告いたします。

就業構造基本調査の変更につきましては、10月の統計委員会での諮問以降、計3回の部会審議を行いました。そして、12月12日に開催いたしました3回目の部会において、本日報告させていただき答申案を取りまとめました。なお、2回目の部会の議事概要を、資料1の参考資料1として添付しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、お手元の資料1に沿って、答申案の内容について報告いたします。まず、1、本調査計画の変更についての全体的な結論としては、1ページの(1)承認の適否に記載しております。全体としては変更を承認して差し支えないという結論でございます。ただし、(2)の理由等で指摘いたしました事項につきましては、計画の修正が必要であると整理しております。理由等につきましては、資料1のクリップを外していただきまして、下から2枚目にあります資料1の参考資料3の答申案の概要において、変更の項目や内容、答申案の概要について、一覧的に整理しておりますので、これに沿って説明したいと思います。

グレーで網かけしている部分は、先日の統計委員会で部会報告として説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。表の右側の列が部会審議の結果をまとめたものですが、ひし形のところでゴシック体で記載している内容が、部会審議を踏まえまして調査実施者に対して計画案の修正やしかるべき対応を求めるなどしているものです。

最初に(1)調査事項の④育児・介護の実施頻度の追加等においてはおおむね適切と判断いたしました。調査実施者の当初案では、育児・介護について、その実施頻度を週に1回、週に2日など日数で把握するというように計画しておりましたが、部会審議の結果、育児の頻度につきましては、家事・育児を合わせた時間により把握するという点を指摘しております。

また、本調査での育児は未就学児を対象としたものでありますけれども、育児の実施頻

度を時間で聞くに当たり、未就学児はいるがふだん育児を行っていない者が、もれなくこの「育児をしていない」に回答するよう調査票の設計を工夫する必要について指摘しております。これについては答申案の5ページ、図6に統計委員会修正案を示しております。

次に⑤育児休業・介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加ですが、おおむね適当と判断いたしました。選択肢に残業の免除・制限を明らかに追加するという変更自体は了承されたものの、特に介護については、前回調査の結果、「その他」の回答が52%と多かったことから、選択肢の「その他」について、上司の裁量や配慮による残業の免除といったことは含まれない旨を記入要領に明記するよう指摘しております。実質的には上司の配慮とか裁量によっていろいろ残業を免除されている、働き方を工夫していらっしゃるケースもあるのですが、こちらでは明らかに制度というところで質問していることを明確にしました。

(4)の集計事項について、おおむね適当と判断しましたが、育児の頻度を把握する調査事項について、夫及び妻の教育の状況による育児の実施頻度との関係を明らかにする観点から、夫及び妻の教育状況別の表章の必要、また、育児休業等の制度の利用状況を把握する調査事項について、制度の利用状況の実態を詳細に把握する観点から、末子年齢別の表章の必要を指摘しております。

続きまして、参考としております「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」と本調査との対応関係ですけれども、本調査が従業上の地位等に係る調査事項を含むものであることから、ガイドラインとの関係を確認いたしました。

次に2、前回答申における今後の課題への対応状況ですけれども、2点課題が出ておまして、1つ目が①の「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化です。こちらについては、これまで「1か月以上6か月以下」としていたものを「1か月以上3か月以下」、「3か月超6か月以下」の2区分にし、また、「その他」としていたものを「5年超」と「期間がわからない」に分割するものとしております。また、②の「現職への就業理由」の把握の検討ですが、当該調査事項は前回の24年調査で削除されたもので、今回の調査では調査票のスペースを確保できることなどを理由として本調査事項を復活、スペースだけの問題ではないのですけれども、内容としてやはり必要であろうということで復活することとしております。これら2点については、いずれも適当であると判断しております。

最後に一番下の今後の課題ですが、2点整理しております。1点目は、育児・介護に係る調査事項の関係で、今後、就業構造の実態を把握する上で育児・介護の重要性がますます高まっていくことから、就業に与える育児・介護の影響について、よりの確に把握するための検討を行うこととしております。

2点目は、今回の調査でオンライン調査を全世帯実施に拡大し、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画としていることから、今後更に報告者の利便性の向上を図りまして、オンライン調査の利用を促進する観点から、今回調査の結果について、しっかり検証する必要があるということ課題としております。

以上のとおり、本調査では、幾つかの点で当該計画案の変更について指摘を行い、調査実施者に対応していただくこととしておりますけれども、全体としては適当であると判断しております。

就業構造基本調査の答申案についての報告は以上でございます。

次に、部会長メモについてです。資料1の参考資料4の就業構造基本調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモを御覧ください。これは今回の部会において審議の中で議論があった事項のうち、答申案には直接記載はしないものの、部会あるいは部会長として意見を申し述べたいということでメモを作成いたしました。最後にこれを読み上げさせていただきます。

就業構造基本調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモでございます。

公的統計調査の答申に向けた審議に当たり、特に周期調査について異なる2つの視点が議論になりました。いうまでもなく、公的統計は国民共有の財産であり、国民の理解・協力のもと作成される以上、国民生活の向上に資するために諸政策立案の基礎資料とすべく、幅広く、最大限に活用されるべきものである。その際、過去の調査データの枠組み等を踏襲する観点と、その時代に議論されている政策課題の対応について問題提起がなされた。そこで、次の2点を調査横断的な課題として提示したい。

①長期の周期で行われる調査では、調査項目の継続性が重要である一方、そのときどきの政策ニーズに応じた、新たな調査項目の選定も同様に重要である。調査実施者においては、特定の調査項目の追加／削除や調査全体とのバランスを検討するに当たり、その時代の政策議論を踏まえ、そこでのニーズを把握することに対して積極的に取り組む必要がある。

②調査結果の集計に当たっては、時系列変化を把握できるようこれまでの枠組みを踏襲するだけでなく、その時代の政策理論に基づく新たな集計表の作成についても積極的に検討すべきである。調査実施者は、集計表の検討に当たり専門家による調査研究成果を参照するなど、より幅広く、調査結果を積極的に社会に還元することに留意する必要がある。

平成28年12月16日。

以上、最後にこれを部会長メモとして提出させていただきたいと思っております。

以上で私からの説明は終わりです。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明について、それから部会長メモについての御質問あるいは御意見等はございますでしょうか。

どうぞ、清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。白波瀬部会長をはじめ、皆様には大変丁寧な御検討をいただきまして、どうもありがとうございます。

就業構造基本調査につきましては、市町村も調査に係っている立場から、2点申し上げます。今回、この資料1の、例えば3ページに、図3としまして統計委員会の修正案が示されています。税制との関係で配偶者控除等が話題になる中、「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」という問いも、修正案として出してい

ただいています。また、5ページにおいては、育児・介護の状況について、とりわけ、子の育児については、当面未就学児となると思いますけれども、統計委員会修正案で、「子の育児をしているか、していないか。」「しているとしたら、家事を含めて1日何時間か。」とあります。この辺りは、自治体の現場感覚からいっても適切な修正案であり、私たちもこのようなデータについては、是非、政策形成の立場から欲しいと思っていたところです。したがって、今回の答申案の中で、統計委員会としての適切な修正案を提示していただいたことに感謝を申し上げます。

2点目を申し上げます。この答申案の最後に今後の課題として、今回調査においては、「オンライン調査の対象を全世帯に拡大するとともに、パソコンだけではなくスマートフォンやタブレット端末からの回答にも対応するオンライン調査システムを構築する計画としている。」このことについて、今後ほかの調査にも波及すると思いますから、「丁寧に検証していくように」という課題が示されました。自治体としては、今まで紙による調査に御協力をしていただいていたわけですが、オンライン調査になりましたときに、どのような関わりができるかということを考えているところです。

すなわち、今回修正があった質問項目については、回答者、被調査者が御自身の実態を正直に回答していただくことで済むような内容です。しかしながら、フェースシートに当たるところになります、例えば現在勤めている事業所の規模、これは今日この資料にはありませんけれども、10人程度の事業所なのか、100人程度の事業所なのか、1,000人を超えるのかといったところは、比較するとき重要な回答になるのですが、パート等で勤めていらっしゃる方が、必ずしも正確に御自身が勤めていらっしゃる事業所の規模を把握していらっしゃる可能性があります。

したがって、スマートフォンやタブレット端末で一定の回収率が上がることを想定しつつも、未回答の項目の中に、その後、比較検証するとき基準となるような事業規模については未回答があり得るのかとあっていて、そういう場合にこそ自治体が未回答の部分に御協力できないかとも考えています。でも、オンライン調査の場合、重要な項目に回答ができない場合は、「ここで受け付けません、ここでストップです」ということがあり得るかもしれません。ですから、オンライン調査の設計の段階で、未回答部分があってもある程度受け付けるのか、そして未回答部分で重要な、後にクロス集計するときの基準になるようなものについては、自治体が補完できるような体制であるとか、そのような実務的なことについては課題として受けとめていただければ、市町村の関わりも明確になるかと思えます。

以上、大変、今の社会的な実情に合わせた取りまとめをいただきましたし、部会長メモでもそのことを明確に示していただいたことに感謝いたします。ありがとうございます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○白波瀬委員 大変ありがとうございました。今の清原委員からの御指摘につきましては、実は部会でも議論をさせていただいたところでございます。特に東京都、神奈川県の方から現場の声として参加していただきまして、部会においても積極的な御発言をいただいた

ところでございます。

特にオンライン調査のアフターケア、あるいはマニュアルの標準化に加えて、様々な個別事例については十分丁寧に検証が必要ということも部会の中で指摘はされたところでございますけれども、改めてその重要性を今、認識させていただきましたので、大変ありがとうございました。

○清原委員 ありがとうございます。

○西村委員長 いかがでしょうか。西郷委員。

○西郷委員 すみません、今回の答申に関してではないのですが、むしろ西村委員長への御質問ということになるかもしれませんが、部会長メモの取扱いに関してです。

今回いただいた内容というのは、私が科学技術研究調査を担当したときに出した部会長メモと内容的には非常によく似ているものだと思います。つまり、科学技術基本計画というのがあって、こちらにデータを提供するために科学技術研究調査が行われているという面があるわけですが、その一方で、やはり公的統計は公的統計として、恒常的にとり続けるべき項目というのがあるのではないかと。その調整をどうするのかということ、確か部会長メモに書いた記憶がございます。それと非常に似た内容になっていると思います。

これから先も部会長メモというのがどんどん出される形になると思うのですが、ただ単に積み重ねていくだけにするのか、それとも部会長メモというのが、例えば次の基本計画や何かに集約されるのか、どういう形でこの部会長メモを今後使っていくのかということについて、もしお考えがあれば伺いたいと思います。

○西村委員長 部会長メモは、私のときから積極的に活用し始めたわけですが、それがだんだんたまってきましたので、部会長メモのデータベースみたいなものもできつつあるわけです。当然のことながら、この部会長メモでは、かなりの部分は横断的なものが多いので、横断的課題検討部会で取り上げる場合もありますが、いずれにしても、基本計画の検討に反映させる。こちらを担当室の方できちんとまとめるという形にしたいと思っています。

それで、言いつ放しではだめなのはそれとおりでありますが、今まで、これすらなかったもので、これを具体的な形で、統計のとり方なり、利用の方法ということについて落としていきたいと考えております。

これは、ユーザーを含めたいろいろな意見交換の場とか、それからそういう形で情報の共有をこれからしなければいけない形になっていきますので、そういう場の中での1つの重要なインプットという形で取り上げて、かつ、統計委員会として正面から取り上げる。こちらが横断面でもできる体制が出てきましたので、そういう形にしていきたいと思えます。横断面がまた大変なるのですが、それは当然のことだと思っています。

○西郷委員 分かりました。

○西村委員長 それで、オンライン調査の未回答についての取扱いというのは、また横断面のところに関係するのですが、それは具体的な答申の後で動く、実際の中で対処していくということですか、今のところは。

○白波瀬委員 未回答そのものについての細かい議論というのは十分ではなかったのです

けれども、確かにオンラインになって、例えば回答をスキップしたり、未回答で、そこで止まってしまう。止まってしまうことで、回答者として脱落するのはどうかという、今、御指摘があったような議論というのは実はありました。

ただこれは、かなり検証して積み上げていかないと、やっぱりタブレット云々を使うことによって、今まで落ちがちな年齢層を引き上げたいという別の目的もあるということから、やはり検証は重ねる。ただ、今、もう一步踏み込んだ形で、現場の方で、落ちた情報についても何らかの形で支援できないのかという、かなり積極的な御意見がありましたので、そこは現場の方々との意見交換も含めて進めるべき課題ではないかと思いました。

そういう意味で、今、部会長メモの取扱いということもあったのですが、部会の中で議論はしたが、そこの中の役割を超えつつ、しかしこれは決して統計委員会としては無視できないということで皆様に共有させていただくということなので、そういう意味では、部会長メモは部会から出ていくけれども、出ていった瞬間、西郷委員がおっしゃるように、かなり共有で横断的ということが、1つの、ある意味では大きな役割かと思っただけです。

以上です。

○西村委員長 分かりました。それでは、答申案としてはこの形にしたいと思っておりますけれども、先ほどありましたことを、どういう形で上げるか分かりませんが、一番良い形できちんと、答申案に対する補遺の形にするのか、少しそのところは分かりませんが、そういう形できちんと大臣に上げていきたいと思っています。

それでは、答申案についてお諮りします。「就業構造基本調査の変更」についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。それでは、資料1によって、総務大臣に答申いたしますが、こちらについて、先ほどありました重要な点について、きちんと大臣にお話が伝わるようにしておきたいと思っています。人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第99号「医療施設調査の変更について」及び諮問第100号「患者調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室からまとめて御説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 総務省政策統括官室です。今般、厚生労働大臣から、医療施設調査及び患者調査の変更につきまして申請がありましたことから、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、諮問の概要について説明いたします。資料2と資料3の束がありまして、クリップを外していただきますと、その下にA4サイズ横長で、資料2及び資料3の参考がございます。これに沿って御説明いたします。

まず、1ページの医療施設調査の概要についてです。調査の目的ですが、医療施設の分布及び整備の実態などを把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としております。

次に、調査の概要ですが、昭和23年に前身の調査が開始され、昭和48年からは都道府県等を対象として毎月実施する動態調査が、また、昭和50年からは全ての医療施設を対象として、3年周期で実施する静態調査が開始され、現在に至っております。

今回の変更の中心である静態調査について説明いたします。静態調査は、平成29年10月1日現在で、全国約18万の全ての医療施設を対象として実施されます。調査票は、医療施設の種類ごとにごさいます、それぞれ開設者、診療科目、設備、許可病床数などを把握しております。調査は、都道府県、保健所を経由して実施されております。後ほども触れますが、今回の平成29年調査では、これまでの郵送調査に加えオンライン調査を全面的に導入して実施することとしております。

次に、2ページを御覧ください。本調査結果の利活用を2点紹介させていただきます。まず1点目ですが、厚生労働省は、医療法に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針を作成しております。その中で、例えば、小児医療の医療連携体制に必要なとされる機能等の検討に当たりまして、この調査から得られる小児科を標榜している施設数や医師の数が基礎資料として利用されていると承知しております。

3ページを御覧ください。2点目ですが、都道府県は、医療法に基づき、おおむね5年ごとに医療計画を作成することになっております。厚生労働省は、この関係で医療計画作成指針を策定しております、その中で計画期間における基準病床数の考え方などの検討に当たって、この調査から得られる許可病床数が基礎資料として利用されていると承知しております。

続きまして、4ページからは、本調査の変更事項について整理しております。まず、調査事項の変更についてです。1点目は病院の職種別従事者数について、従来、一般統計調査である病院報告で毎年把握していたところですが、主要な職種については行政記録情報等で把握可能なため、病院報告による把握を中止しまして、本調査において3年周期での把握に変更するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。変更内容の2点目は、「9月中の外来患者」の「診療時間外に受診した患者の延数」などの調査事項について、行政記録情報等により把握可能なため、削除することとしております。3点目は、診療所を対象としてレセプト処理用コンピュータの導入状況を把握する調査事項について、平成23年度からのレセプトの原則電子請求の方針の下、経過措置として設けられていた猶予期限が終了したことや、診療所における電子レセプトの普及状況を踏まえまして、削除することとしております。

6ページにまいります。調査方法の変更についてです。前々回の平成23年調査では、郵送調査に加え、オンライン調査が病院を対象として導入され、前回の平成26年調査では、更に一般診療所についても試行的に導入されました。今回調査では、一般診療所や歯科診療所も含めた全ての医療施設を対象にオンライン調査が導入され、郵送調査と併用して実施することとしております。また、電子調査票をCD-R等に記録し郵送提出する方法につきましては、利用率が1%未満であったことなどから、廃止することとしております。

次に、7ページを御覧ください。前回、平成26年3月の統計委員会の答申におきまして、今後の課題が付されております。具体的には3点ありまして、1点目が時系列変化の把握

に配慮した調査項目の設定についてです。2点目と3点目はオンライン調査の推進、本格導入についてです。いずれも今回の調査では指摘を踏まえた形で申請がなされております。医療施設調査の説明については以上です。

続きまして、8ページを御覧ください。患者調査の概要について説明いたします。

調査の目的ですが、医療施設を利用する患者の傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

次に、調査の概要ですが、昭和23年に前身の調査が開始され、その後、変遷を経まして、昭和59年からは3年周期で医療施設調査と一緒に実施されております。本調査は、調査票によって、10月中に指定された1日や、9月の1か月間を対象に実施されます。調査対象となる医療施設は無作為抽出によって選定された、全体で約1万4000施設であり、各調査票とも、患者の性別、出生年月日のほか、入院年月日や紹介の状況など、調査の目的に沿った調査事項を設定しております。調査は、医療施設調査の静態調査と同様に、都道府県、保健所を經由して実施されております。

9ページを御覧ください。本調査結果の利活用を2点紹介させていただきます。まず、1点目ですが、本調査は、患者の居住地と受診した医療施設の所在地が同じか、異なるかについて調査しております。こちらを基に算出した、入院患者の流出率・流入率は、医療計画作成指針の策定に当たって、二次医療圏の設定基準の検討のための基礎資料として利用されていると承知しております。

10ページを御覧ください。2点目ですけれども、本調査は、病院における外来患者の紹介率を病床規模別に把握しており、平成28年度診療報酬改定において、外来医療機能分化の推進に当たりまして、このような情報が基礎資料として利用されていると承知しております。

続きまして、11ページからは、本調査の変更事項について整理しております。まず、調査事項の変更についてです。1点目は、病院入院（奇数）票などにおきまして、副傷病名を把握する選択肢のうち、「慢性腎不全（慢性腎臓病）」につきまして、適切な表記となるよう、一般的な名称とされております「慢性腎臓病（慢性腎不全等）」に変更することとしております。次に2点目ですが、手術の有無の手術名等につきまして、行政記録情報等により一定の情報が把握可能であることなどから、削除することとしております。

12ページにまいります。調査方法の変更についてです。前回の平成26年調査ではオンライン調査が病院を対象として導入されましたが、今回調査では、一般診療所や歯科診療所も含め、全ての医療施設において導入され、郵送調査と併用して実施することとしております。ただし、本調査は患者ごとに記入するため、電子調査票をCD-R等に記録し郵送提出する方法につきましては、一定程度の需要がございますので、引き続き実施することとしております。

次に、13ページを御覧ください。前回、平成26年3月の統計委員会の答申において、今後の課題が付されております。具体的には、診療所を対象とする調査へのオンライン調査導入の検討についてです。これにつきましては、今回の調査ではこのような指摘を踏まえた形で申請がなされております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで、特段の御質問、あるいは御意見はございますか。

どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 この度、この2つの調査では、行政記録情報等を使うことで調査票を簡素化するというので、そのことに異論はないといいますか、むしろ賛成の立場ですが、その結果として、調査票から項目が落ちると、結果の表章はどうなるのかという辺りにつきまして、一般の利用者への影響を少し見ていただければと思います。

例えば、私どもが患者調査でよく使っているもので、今度、手術名がなくなるということですが、そうすると、開頭手術とか開腹手術の数字が、多分、結果表章からなくなると思います。その辺の一般の利用者への影響を完全に把握するのは難しいと思うのですが、一定程度視野に入れてほしいと思っております。

○西村委員長 どうぞ。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 お答えします。部会では、行政記録情報等の活用により今回調査において削除する情報につきましては、これまで調査結果として公表されてきておりました中で、統計利用者の利便性等の確保の観点から、調査実施者として今後どのような対応を行うこととしているのかといった視点からも、部会の中で確認していきたいと思っております。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○白波瀬委員 これからですが、今、政策統括官室から説明がありましたように、情報としては代替できるけれども、こちらを表章としてどこまで入れ込むかというところについては、基本的には積極的な形で表章までという議論はさせていただきたいと思っております。

○西村委員長 いかがでしょうか。

では、本件については、今の御意見も踏まえまして、人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくことといたします。白波瀬部会長、よろしくお願いたします。

次に、今回諮問されました医療施設調査の変更及び患者調査の変更に関する審議に参加いただくために、資料4のとおり、専門委員1名の方が、本日12月16日付で任命されています。また、今回の審議では、既に別の審議のために専門委員に任命されていた松原専門委員にも、医療関係の統計を利用する統計利用者の立場から部会審議に参加いただきたいと思っております。

以上を踏まえ、統計委員会第1条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は院長が指名するとされておりますので、資料5のとおり指名させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、次の議題に移ります。部会の審議状況についてですが、人口・社会統計部会に付託されている家計調査の変更の審議状況につきまして、白波瀬部会長から御報告をお願いします。

○白波瀬委員 それでは、家計調査に関する部会での審議状況について報告いたします。資料6を御覧ください。

家計調査に関する部会審議は計5回を予定しております。既に11月の統計委員会で第1回、第2回の審議状況は御報告しておりますけれども、その後、11月22日に第3回、12月5日に第4回の部会を開催いたしましたので、その概要を御報告させていただきます。なお、第3回部会の議事概要につきましては、本日の委員会資料の参考4として配布しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、時間が限られておりますので、特に議論になった部分を中心に御報告させていただきます。第3回の部会では、資料6の一番上に記載されております1、(1)のア、家計簿の様式変更について、第1回部会において確認が必要とされた事項の確認と、その下のイ、新旧家計簿の並行使用について審議いたしました。アについては、審議の状況欄のなお書きに書いてありますとおり、各種ポイントを利用した商品等の購入の取扱い等について改めて整理の上、説明を求めていますけれども、変更内容そのものについては、おおむね理解が得られました。なお、ポイントによる商品の購入やサービスの利用等は、多様化する消費実態をよりの確に捉えるという観点から、慎重に確認を行っているものでございます。

次にイについてですけれども、今回、家計簿の様式を大幅に変更する計画であることから、調査世帯が記入する収支金額に影響が出る可能性があります。そこで、調査票を変更した直後の平成30年の1年間は、調査対象世帯の半数に変更後の家計簿、残りの半数には現行の家計簿を使用することが計画されています。この新旧家計簿の並行使用につきましては、新旧家計簿それぞれの集計結果や補正をする場合の方法等に関する情報提供の充実について指摘があったことから、第5回の部会で改めて確認することとしております。

続いて第4回では、項番3の統計法施行状況審議で示された方向性への取組状況に関して、第2回部会における指摘事項の確認と、1、調査計画の変更のうちの(2)の調査票(世帯票及び準調査世帯票)に関する変更から(4)の抽出区分の変更までを審議いたしました。なお、この第4回目の審議概要は現在取りまとめ中ですので、別紙として作成した主な意見を適宜御参照ください。

まず、第2回部会の指摘事項に関する説明については特段の異論はなく、結論としまして、統計法施行状況審議で示された今後の取組の方向性に沿った取組がなされていると整理されました。この審議において示された主な意見は、別紙の「1 第2回部会において事実関係等の追加確認が必要とされた事項」のところに記載しております。例えば、「公表値と参考値等の比較をする際には、前年同月比の増減率ではなく、家計消費額で説明した方が理解を得やすいのではないか。」、あるいは、「調査対象者への接触方法や訪問回数データの共有等は、結果の精度の向上だけでなく、調査員の資質向上や負担軽減にもつながるのではないか。」、これは他の調査員調査にも共通する課題であると思っておりますけれども、特に家計調査は調査員の資質、熟練度がかなり影響する調査でございますので、この辺りの議論はかなり時間をかけて行い、このような意見があった次第でございます。

なお、私としては、本調査の現状におきまして、結果精度の確保のための調査員の熟練

度の維持やノウハウの継承が求められているところ、今後の維持可能性を考慮すると、調査員マニュアルの標準化やオンライン調査の推進により効率化を図っていく必要があり、双方の取組を並行して進めていくことが重要と考えております。

次に、変更内容のうち、1、(2)の調査票(世帯票及び準調査世帯票)に関する変更については、家計簿等の記入内容の審査に用いていた事項の一部について、変更又は削除するというものがございますけれども、回答内容の正確性の確保の観点から議論した結果、最終的には必要性の低下や調査対象世帯及び調査員の負担軽減に資することや、(4)の抽出区分の変更に連動するものとして、適当と整理されました。

続いて、(3)のオンライン調査の導入については、特段の異論はなく、情報セキュリティ対策及び円滑に実施するための対策がとられていることについて確認ができたこと、また、公的統計基本計画に沿ったものであるとともに、報告者及び調査員の負担軽減に資することから、適当と判断されました。なお、今回のオンライン調査の導入により、スマートフォン等によるレシート読み取り機能の活用も可能となります。

最後に(4)の抽出区分の変更につきましては、農林漁家世帯が減少している一方、勤労者以外の世帯における無職世帯の割合が増加していることから、2人以上の世帯において、無職世帯を安定的に把握するため、調査対象世帯を抽出する際に用いる区分について、「勤労者世帯」、「無職世帯」、及び「その他の世帯」の3区分に変更するというものがございます。これについても特段の異論はなく、掲げられた標本数の範囲で世帯の実態に即した集計がよりの確に行われるようにするための変更であることから、適当と整理されました。

部会の審議状況は以上でございます。

最後に、今後の部会の開催予定ですが、予備日として設定しておりました12月19日に第5回の部会を開催し、これまでの部会で指摘された事項の確認と、残りの変更内容の審議、そして答申案の取りまとめを行う予定としております。最終的には1月の統計委員会において答申案を御報告する予定としております。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、御質問等はございますか。

特にないようでしたら、私から1つあるのですが、これは家計調査だけではないのですが、どうしても未回答、それから調査拒否という形でバイアスが生じるのですが、その時に、これは最近の新しい動きだと思いますけれども、調査員のある種の能力が、調査対象が答えてくれるかということにいろいろな形で影響を与えているということがあって、こちらを使ってある種のバイアスを推計するというのも、実は少しあるようです。

今回のようなこういう形でということにはもちろんできないのですが、一般的に、横断的に、調査の方法をうまく使い、調査員の習熟度、それから能力により、どういうデータを把握できたかというミクロの情報を使って、ある種のバイアスの修正とかということが可能になるようなのが最近の動きですので、こういった情報を使えるように考えていければと思っています。

これは部会という形で審議するのはなかなか難しいのですけれども、横断的にいろいろな調査にこの問題が生じますので、考えていきたいと思えます。逆に言えば、そういった情報の提供を情報提供者の側で拒否することのないようにしておいていただきたいというのが私の要望です。

○白波瀬委員 大変ありがとうございます。実は、この件につきましては、部会でかなり審議をいたしました。いわゆる無回答情報です。現場のところで、結局誰が落ちたのかということ自体は分からないということですが、今、委員長がおっしゃったように、現場のところに何回行って回答してもらったのかという情報は非常に重要です。

ただ、一方で、現場の方に負担がかかっており、現実問題として、調査員自身が意見交換していたりするのです。このような状況で、こちらを制度的に整備するということは、やはりかなり、現場の御理解は必要です。ただ、今、委員長がおっしゃったとおり、これはかなり重要であり、社会調査をするときは必ず回答状況のデータを別途取っていますので、そういうデータを、できるだけ標準化した形で把握することが現場の負担になるというのは分かるのですが、足元の調査の精度を上げるという点で非常に重要であるということは、現在進行形で、家計調査で前回特に議論になっておりますので、委員長の御意見のとおり、私も是非、現場の方にも御理解をいただいて、このような基礎データをとることは必要だと考えます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。こちらを含めて、今後の審議をよろしくお願いいたします。

それでは引き続き、人口・社会統計部会について御審議いただきますようお願いいたします。

次に、産業統計部会に付託されています経済産業省生産動態統計調査の変更の審議状況につきまして、川崎部会長から御報告をお願いします。

○川崎委員 それでは、資料7に沿いまして、経済産業省生産動態統計調査の審議状況につきまして御報告させていただきます。

この審議の対象ですが、経済産業省生産動態統計調査の計画の変更ということでございます。変更の概要は、資料7の枠囲みの、「変更内容等」のところに書いてあるとおりで、経済産業省本省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部について、平成29年9月分の調査から民間委託を行うということでございます。これによりまして、職員が本来直接行うべき、より重要度の高い仕事に集中できるということを目指したものと伺っております。

これにつきまして、主な論点が、ここにあるように4点ほどございます。4点のうち、一番重たいのが「(1) 調査方法の変更」でございますが、これは論点が幾つかこの部会審議の中で出ておりますので、後ほど別紙で少し丁寧に御説明させていただきたいと思えます。それ以外の(2)、(3)、(4)につきましては、ここにございますとおり、基本的には適当ということで整理させていただいております。具体的には、(2)につきましては調査方法の整理ということで、事実上行われていない経済産業局経由の月報の調査員調査を計画から削除するというところでございます。(3)につきましては調査員の提出先、

提出期日等の変更でございます。それから、(4)のオンライン調査の推進につきましては、引き続き取り組んでいることを確認しましたので、今後の取組の推進を期待するというところでございます。

一番重要な調査方法の変更につきましては、種々の意見が出ておりますので、別紙に一覧で書かせていただいております。これは、幾つかの観点がございますが、まず一番大きいポイント、1番は、業務の接続性という観点で申し上げればよろしいかと思えます。ここでは民間委託を計画しています月報の範囲とか、民間委託の開始時期ということで書いてございますが、準備にはどうやら三、四か月程度かかると見込まれておりますが、これで準備に十分だろうかということでございます。現在のところ、毎年入札にかけられて、業者が変わり得る状況になると思われるのですが、そうすると、準備期間を三、四か月とすると、これは大変な準備期間です。毎年準備をし、何回も繰り返していくうちに準備期間、あるいは引き継ぎの期間が短くなることも期待できるのですが、事業者が交代するたびに何か予期できないような回答への影響なども起こり得るのではないかということで、このような民間委託が毎年交代することによる問題にどう対応するかというのが1つの論点であり、これは次回の審議でよく検討したいということでございます。

それから、2番目のポイント、民間委託の業務内容、それから活用する際の留意点ということでございますが、これは中長期的な観点と、当面の観点と、両方ございます。特に、最初の2つはどちらかという中長期的な観点かと思えますが、前回の統計委員会の議論でもございましたけれども、民間委託をすることによって、調査実施者のノウハウがきちんと蓄積できるか、失われていくことはないのかという観点でございます。これは、民間委託先の方でもノウハウが蓄積され、それがまた業者が交代した場合でも、何らかの形で継承していかなければいけないわけですが、こちらがどのようになっていくのかということとは重要な課題であろうかと思えます。

それから、またこちらによりまして、データの質がどうなるかということです。これまでの民間委託の他の調査の事例からすると、回収率は必ずしも下がっていない、むしろ改善している場合もあるという御報告をいただいているのですが、回収率だけではなくて、回答の内容、データの質の評価をできるようなことを考えなければいけないのではないかと議論が出ております。

それから、3番目以降のところは、これはすぐ調査を実施する場合の課題ということになります。データの審査をする際に、経済産業省調査統計システム、STATSというものを民間事業者が利用するというところでございますが、本体システムにまで接続がされないような配慮をして経済産業省でセキュリティ上の配慮をされているということは御説明があったのですが、やはりこれは念には念を入れて、セキュリティの問題を確認していく必要があるだろうということでございます。それから、委託先に対しては、さらに再委託の場合の対応をどう考えるかという問題がございます。

そのほか、2の最後でございますように、いろいろ、民間事業者の活用により浮いたリソースを本当にどのように活用していくのだろうかということがございます。このようなことを、特に次回の審議で確認していこうということでございます。

このほか、3番目に実査のスケジュール、あるいは民間委託後の結果への影響の評価をきちんとやっていただきたいということです。そのほか、今後についての検証が必要だろうという意見が出ております。これらの点につきまして、来週火曜日、20日の次回部会でもう一度審議を行うということでございまして、それらを踏まえまして、1月の統計委員会に答申案を御報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、御質問等はございますか。

今、審議において示された主な意見で、1から4まですごく重いのですが、こちらについて、次回でどのぐらいまで踏み込んだことができるのでしょうか。

○川崎委員 できるだけ踏み込んでいきたいと考えておりますが、何分、これが難しいのは、いわば、やってみなければ分からないところがあるわけです。ですから、部会の委員の方の気持ちとしては、このような論点をきちんと挙げて、実施省から御説明をいただいて、その目標を示していただく。その上で、こちらはやっていただくという前提で答申案を整理するというにしたいと思っております。そういう意味で、いわば、これからこういう対応をしますという目標を確認するというところまでが、おそらく限度だろうと思います。その点での確認はきちんとやってまいりたいと思います。

○西村委員長 そうすると、フォローアップをどうするかというのは、結構大きな問題になります。

○川崎委員 おっしゃるとおりで、これはむしろ、その後のフォローアップもきちんと答申の中には、書く方向で考えていきたいと思っております。

○西村委員長 分かりました。

それでは、引き続き、産業統計部会にて御審議いただきますようお願いいたします。

次に、サービス統計・企業統計部会に付託されています毎月勤労統計調査の変更の審議状況につきまして、西郷部会長から御報告をお願いします。

○西郷委員 それでは、報告させていただきます。資料の番号は8になります。この調査に関する部会審議に関しましては、1回目が11月24日、2回目が昨日終わりました。当初の予定では2回の審議だったのですけれども、昨日で、答申案を検討する段階までには至りませんで、第3回を1月12日に開催して、そこで答申案を決着するという予定になっております。

ですので、資料8と、議事概要である参考6には、専ら1回目の部会の内容について述べてあるわけですが、昨日の2回目の審議の様子は、私が口頭にて補足いたします。

資料8を見ていただきますと、1回目の審議では、大きい1番、調査の変更のうちの(1)から(4)までを議論いたしました。昨日の部会では、1回目で追加的な説明が要されたところと、それから1の(5)から3までを、宿題は残ったのですが、論点メモに載っているところは一応議論したという形になっています。

時間も限られておりますので、私からは4点述べさせていただきたいと思っております。まず1点目は、ローテーション・サンプリングへの移行に向けた経過措置の実施というところ

で、今回の部会の一番大きな論点であるわけですが、1枚めくっていただきまして、別紙というのがございまして、図1というのがございます。これが、現在のサンプリングの方法から、3分の1ずつ入れ替えるというローテーション・サンプリングに至る経過を示している図になっているわけですが、非常に複雑に見えます。

なぜこのような複雑な形になったのかという理由は、今回、ローテーション・サンプリングを導入するに当たって、実査・集計のシステムそのものを全部入れ替えるような作業が必要になる。その一方で、なるべく早くローテーション・サンプリングを導入する。その両方の観点を見て、一番良いやり方というのがこういうことだろうということから、このような形になっています。

このこと自体は、部会ではこういう計画の移行過程が適切であるという判断をしたわけですが、その一方で、御覧いただくと、平成29年1月の時点で調査対象になっているところは、1年延長して調査票が配られるという事業所と、2年延長して調査票が配られるという事業所が発生するということとなります。この点に関しては、もともと2年で回答をお願いしますと言っていたところが、1年延長ないしは2年延長されることから、脱落が非常に多く発生するのではないかと懸念が、委員の方からも、これから実査を担当する地方自治体からも、かなり強く出されました。

その点に関しましては、例えば回答が得られない事業所に関しては、厚生労働省が直接督促を行うことや、脱落事業所が発生した場合に速やかに補充を行うという格好で、なるべく脱落の影響が最小限になるような努力をするということから、部会として適当と整理しております。

2番目に、データベース、母集団情報です。本調査は、これまでは経済センサスを母集団名簿として使っていたのですが、数年に1回の更新になってしまう。そこで、他の公的統計と同じように、事業所母集団データベースの年次フレームを母集団情報として使用するというふうに、情報のデータベースが更新されるという形になりました。ただ、事業所母集団データベースに関しましては、官公営事業所の情報は5年に一回しか更新されないという点があったのですが、この点が、せっかく年次フレームを利用するのに、官公営の事業所の更新がそれよりも頻度が少ないというのでは、せっかく変更した利点が一部減殺されるのではないかと。そのことから、官公営事業所に関しても毎年情報が更新できないかということをお尋ねする総務省統計局に依頼したところ、こちらについては前向きに検討していただけるという回答が得られましたので、その方向で賛同いたしました。これは、毎月勤労統計調査の計画変更に関する話題ではありませんので、おそらく部会長メモに書くような形でこちらには最終的な報告をするという形になると思います。

3番目は、地方調査の保存期間ということです。資料には書いておりませんが、全国調査に関しましては、毎月勤労統計調査の情報の電子媒体の記録の保存期間が3年となっていたのですが、これを今回、永年に変える。これは委員からは反対はなかったので、そのまま適当とされたわけですが、それと付随する形で、地方調査に関して、現在の保存期間が3年になっている。しかも、一応都道府県の方でそのデータを保管する形になっている。これを、将来の二次利用の観点等から、本省で一括して、しかも永年で保存するこ

とができないだろうかということが昨日議論されました。必ずしも電子媒体でとっていないような情報もあるようなことですので、一概にそこでどうするという結論がすぐに出てくるようなものではなかったのですが、厚生労働省としては、なるべく保存期間が永年で、地方調査に関しても永年で情報が保存できるような方向で検討していただけるということですので、これは今後の課題に記すような形になると思います。

4点目に、指数の接続方法です。これは先ほどの表でいいますと、大きい番号で2番目のところということになるのですけれども、これは昨日議論をいたしました、結論から言うと、決着しませんでした。どのような形に新旧の指数が接続されるのかということなのですが、また別紙に戻っていただいて、図2と図3というのがございます。図2が、ローテーション・サンプリングが全部導入されて新しいサンプリングの仕方になった後、指数がどういうふうにつながられるのかというのが図式的に示してありまして、今後と書いてある右側の方ですけれども、これは旧指数に新しい指数を接続させるような形で、今後は指数を作っていく。

その一方で、先ほど言いました、経過期間中にどうやってその指数を作っていくのかということに関しては、同じ考え方ではなかなかうまくいかないような面もあるだろうということから、図3のように、むしろ新しい指数の方に合わせていくという形で接続が行われるという案が提案されました。この点に関して、見るからに上の方のやり方と下の方のやり方と、少なくとも形式的には違うという面もありますので、新旧接続のワーキンググループで得られた結論との整理とかいったことが、もう少しきちんと議論されるべきなのではないかという意見が昨日出されまして、この点に関しましては、第3回の部会でもう一度議論するということになりました。

以上が、これまでの部会の概要ですけれども、最初に申しましたように、今後の予定としては、1月12日に第3回を開催して、1月27日の統計委員会で私の方から報告をいたします。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は1月の予備日も使って審議を行うということでしたが、ただ今の御報告について、御質問はございますか。

経過措置期間中の指数の接続については、あまり複雑にすると分からなくなるわけで、やはり私はできるだけ簡単で、後できちんと、それなりにいろいろな人が自分の考えで後で作り直せるというものにしないと、何をやっているのか分からなくなるというのが一番怖い。その辺りのところは、当然のことながら議論になっているとは思いますが、発表の仕方を含めて検討していただきたいと思います。

○西郷委員 承知しました。

○西村委員長 それでは、本件については、引き続き、サービス統計・企業統計部会にて御審議いただきますようお願いいたします。

○宮川委員 少し戻って、産業統計部会の際のコメントだけさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○宮川委員 すみません、後で気がついたので。これは民間委託の話で、基本的には私は結構だと思っておりますが、御議論をあと1回されるときに、最近の統計をめぐる議論で、統計に関する人材をむしろ充実させた方が良いということはいろいろな委員会等に出ているわけですので、その中でこういう議論をされているときに、さっき川崎委員もおっしゃいましたけれども、民間委託をしたときに、より別のところで、例えば統計を充実させるとか、統計の精度、質を上げるとかいう、昨今の統計をめぐる議論と人材の問題に関する趣旨とどう整合的なのかという議論も少ししていただくとありがたいと思います。

お忙しいところ、恐縮ですけれども。

○川崎委員 ありがとうございます。その点も十分踏まえて議論させていただきたいと思っております。

○西村委員長 それでは、ほかにございますか。

それでは、まず私から報告ですが、前回の委員会で、委員の皆様にも御了解いただいたとおり、国民経済計算の作成方法変更に関しまして、12月7日に統計委員会委員長の談話を公表しております。詳細は、参考1の「国民経済計算の作成方法変更に際して」を御覧ください。

次に、統計改善に関する最近の経済財政諮問会議、内閣府のより正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会における議論につきまして、皆様と情報共有したいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 それでは、資料が2種類ありまして、席上配布資料1と席上配布資料2になります。席上配布資料1が経済財政諮問会議の説明資料で、席上配布資料2は、より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会の報告になっております。

まず、席上配布資料1から説明していきたいと思っております。1ページおめくりいただきますと資料6がありますが、これは、より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会の報告で取りまとめたものです。最初にGDP統計を軸にした経済統計の改善の課題が載っております。

その次は、経済統計改善の横断的な課題ということで、GDP統計以外の統計の課題が載っております。

次の資料7につきましては、最初の「1の経済統計の改善に向けて」は、書かれている内容としては、先ほどの資料とほぼ同じものが多いのですが、またおめくりいただきまして、その次の、2の政府全体の統計システムのガバナンス構築に向けてでは、また別のことが書かれております。

ここで統計委員会のことについても触れられ、1つは信頼性向上に向けた統計改革推進機関ということで、関係閣僚が中心となり、そのリーダーシップを発揮できる推進機関を置くべきという提案がなされておまして、その次に、政府の実施機関の責任体制の強化ということで、統計委員会における統計改善に向けた勧告・フォローアップ機能、研究機能の強化ということがうたわれております。そのほかにも提案がされております。

次の資料8ですが、これは経済財政諮問会議に高市大臣が提出された資料になりまして、

これも統計委員会の取組がたくさん書かれております。

まず、最初の1ですが、公的統計整備に関する基本計画の前倒しということになっております。この計画では、平成29年中に基本計画を見直して、新たな統計整備方針を確立することとしております。

次に2番目、統計委員会についてですが、経済統計改善のため、統計委員会の機能の発揮・充実強化ということで、統計委員会において、政策立案者、研究者、民間エコノミスト等との定期的な意見交換の場を作るということ。2番目には、統計精度改善のPDCAスキームを本格的に運用するということ。3番目には、多様化するサービス産業の計測など研究課題について審議するということです。4番目は、諮問会議での議論を踏まえて、統計委員会の勧告・フォローアップ機能の強化を検討するということになっております。

続きまして、資料9は、山本臨時議員が提出された資料になります。これはEBPM、証拠に基づく政策立案のニーズに統計が応えていないのではないかという問題意識で、GDPやデフレーターやサービス経済統計についての課題が述べられております。次に、おめくりいただきまして、3ページ目には、そのイメージとして新たに統計改革推進会議を関係閣僚と有識者で作るという案が提案されています。最後に、推進会議において当面取り組む課題として、12項目が並べられております。

これが、経済財政諮問会議での資料となります。その後、これを受けて、より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会報告がなされております。これは、伊藤元重先生が座長をされているもので、これが最終的な報告書になります。これも後で詳しくお読みいただきたいと思いますが、統計委員会に関係があるところで申しますと、まず7ページ目をお開きください。GDP統計の改善についての話なのですが、7ページの中段に、統計委員会において上記GDP統計等の精度向上に関する取組を点検し促進すると書かれておまして、先ほどの高市大臣の提出資料にもありましたけれども、その下に、GDP統計を軸とした経済統計改善の取組方針については、公的統計の整備に関する基本的な計画を前倒しして改定し、その内容を盛り込む必要があると書かれております。

続きまして8ページ目ですが、8ページ目の最も下のパラグラフでは、ビッグデータに関する活用、取組の方針ということで、ビッグデータの各府省での活用状況や企業等からのデータ提供のあり方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的に情報交換を行い、各府省において効率的な活用に努めるとなっております。

続きまして、11ページをお開きください。11ページの(2)ですが、地域区分のあり方についてということで、その中でオーダーメイド集計などについて触れられておまして、統計委員会は総務省の検討を踏まえ、利用者の利便性の観点から、オーダーメイド集計の簡易化や対象統計の拡大、地域区分を含む統計比較可能性向上等の取組について、統計作成府省の取組進捗の確認をするとなっております。

続きまして12ページ。これは、経済統計改善のための体制の強化ということで、先ほど述べましたPDCAサイクルについての説明になっております。統計委員会の専門的な知見を生かして統計精度向上のためのPDCAサイクルを確立し、定期的な統計精度をチェックし、対応策を講じることが必要であるということで、これは現在進めております

精度向上ワーキンググループで進めております内容となっております。

その次ですが、16ページをお開きください。ほぼ全ての項目に関して関係がありますが、統計委員会と書かれているという意味では、16ページの一番上に、建築着工統計について、今回未諮問基幹統計審議でやる内容について書かれております。

最後ですが、17ページの1-10、上の方ですが、「サービス統計全般（内容充実）」というところでは、統計委員会においてシェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について審議するという事になっておりまして、これは担当室で研究プロジェクトを立ち上げて、現在進行しているところになります。

先ほど、基本計画の前倒しというお話をしましたが、そこでは今まで出ました横断的課題や部会長メモや、その他ユーザーからのニーズなどを反映して、これまでより前倒しして、基本計画を改定する予定になっております。この後年末にもう一度、経済財政諮問会議があって、そこで方針が固まりますので、こちらを受けて、1月には統計委員会で懇談会を開いて、そこで委員の皆様のお意見を伺えればと思っております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。この点について何か御質問がございますか。

基本は、統計委員会のいろいろな機能をより強化する。特に、日本の統計をよくするための幾つかの事です。例えば、研究もしなければいけないですし、フォローアップ、これは勧告というものと関係すると思いますが、こういうものに対しての我々のグリップをより強くするという方向に向けての動きを進めていこうと考えております。

そのためには、統計制度全体に関する人的な資本の投入というのが当然必要になってきますので、そういうことについて予算措置なり何なりができるような形になっていければと思っておりますが、全てが希望どおりになるものでもありませんので、最終的にどういう形になるか分かりませんが、私としてはできるだけ、よりよい方向に持っていきたいと考えております。

それでは、本日用意いたしました議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、1月27日の13時から開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途連絡させていただきます。

最後に、総務省の新井統括官から御挨拶をいただきます。

○新井総務省政策統括官（統計基準担当） 本日は、本年最後の統計委員会ということで、多くの案件につきまして、本年も委員の皆様には御指導いただきまして、大変感謝しております。

ところで、先ほど御説明がありましたとおり、来年に向けて様々な経済統計の改正など、いろいろな改革が検討されておるところでございまして、これを踏まえまして、先ほどの高市大臣が経済財政諮問会議に提出した資料にもございましたとおり、公的統計の整備に関する基本的な計画についても来年中に見直して、前倒しで改定するという方針を、総務省として決めたところでございます。

したがって、来年はこれまで以上に統計委員会でいろいろな事項について御審議い

ただくことになると思います。お忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、どうぞ来年もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○西村委員長 以上をもちまして、第104回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。

○山澤総務省統計委員会担当室長 なお、この後、本会議室にて基本計画部会を開催いたします。引き続き御出席いただきますようお願いいたします。

傍聴者の入替えがありますので、しばらくお待ちください。